

渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用について、基本理念を定め、市並びに市民及び渡良瀬遊水地利用者（以下「渡良瀬遊水地利用者等」という。）の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、渡良瀬遊水地の絶滅危惧種を含む多くの貴重な動植物が生息・生育する自然環境（以下「固有の環境」という。）を守るとともに、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 渡良瀬遊水地 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1に規定する登録簿に掲げられた湿地（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、環境大臣に渡良瀬遊水地鳥獣保護区として指定された区域のうち、本市の区域に限る。）をいう。
- (2) 保全と再生 固有の環境が損なわれることを防止するとともに、それが損なわれた場合には、積極的に原状を回復することをいう。
- (3) 賢明な活用 固有の環境を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することをいう。
- (4) 渡良瀬遊水地利用者 次に掲げる者をいう。
 - ア 渡良瀬遊水地に立ち入る者
 - イ 渡良瀬遊水地において活動を行う者

(基本理念)

第3条 本市の象徴である渡良瀬遊水地は、渡良瀬遊水地利用者等の理解と協力及び渡良瀬遊水地を管理する国その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携の下、その保全と再生及び賢明な活用により多面的な価値を向上させ、固有の環境を守るとともに、地域の活性化を図ることを基本理念とする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係

機関と連携し、渡良瀬遊水地利用者等の理解と協力の下に渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に必要な施策を総合的に推進する。

(渡良瀬遊水地利用者等の責務)

第5条 渡良瀬遊水地利用者等は、基本理念にのっとり、渡良瀬遊水地の固有の環境の重要性を理解し、市が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとし、渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用を妨げるような行為をしてはならない。

(禁止行為)

第6条 渡良瀬遊水地利用者は、渡良瀬遊水地において、法令に定めがあるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

- (1) ドローン、ラジコンその他の航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機及び同項の国土交通省令で定める機器を飛行させること。
- (2) ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。
- (3) その他固有の環境が損なわれるおそれがあると市長が認める行為をすること。

(中止等の指示)

第7条 市長は、現に渡良瀬遊水地において前条に掲げる行為をしている者（以下「禁止行為者」という。）を当該職員が現認したとき又は渡良瀬遊水地見守り隊の隊員（以下「隊員」という。）若しくは渡良瀬遊水地利用者等からの通報を受けたときは、禁止行為者に対し、当該職員をして、当該行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

2 当該職員及び隊員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。